

### 予 防 接 種

#### お済みですか？ 高齢者肺炎球菌予防接種

今年度、定期接種の対象となった方への費用助成は、**3月末日まで**です。4月以降は対象者が変わり、全額自己負担となります。

#### ▼対象者

①今年度、次の年齢になる方。

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がい（身体障害者手帳1級程度）のある方。  
※今までにこのワクチンを接種したことがない方が対象です。

▼接種回数 1回

▼料金 2,500円

（生活保護世帯の方は無料）

#### ▼実施医療機関

健康ひろば・実施医療機関（本誌P.24）に掲載しています。事前に予約が必要です。

※町外の医療機関で接種を希望される方は、事前にご連絡ください。

▼問合せ 福祉課保健サービス係  
（ゆとろ内・☎23-2346）

### 特 定 健 診

#### 特定健診受診券の有効期限は 3月31日まで！お忘れなく

平成26年度中に40歳～74歳になる当別町国民健康保険に加入している方へ、特定健康診査受診券（みどり色）を配布しています。有効期限は3月31日ですので、忘れずに受診しましょう。

年に一度は健診を受け、健康の維持や病気の予防に活用しましょう。受診券がお手元ない方は再発行できますので、ご連絡ください。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係（☎23-4044）

### 募 集

#### 介護支援専門員を募集します

介護認定のための訪問調査業務などをしていただく介護支援専門員を募集しています。

▼応募資格 介護支援専門員の資格を有する方

▼募集人数 若干名

▼勤務場所 ゆとろ

▼勤務期間 4月1日～平成28年3月31日（継続の場合あり）

▼勤務時間 週29時間

▼報酬 月額174,200円

▼応募書類 履歴書、本人の住民票、資格を証明する書類の写し、運転免許証の写し

▼募集期限 3月16日（月）

▼申込・詳細 福祉課介護サービス係（ゆとろ内・☎23-3029）

### 啓 発

#### 3月は「自殺対策強化月間」

3月は、全国の月別自殺者数が一番多く「自殺対策強化月間」に設定されています。

身近な人が悩んでいることに気付いたらじっくりと話を聞き、心配している気持ちを伝え、孤立や孤独を防ぐことは自殺予防の第1歩です。

町では、無料でできるメンタルチェックシステム「こころの体温計」を3月末日まで開設しています。あなた自身や身近な人のこころの健康状態を確認することができます。この機会にぜひ活用ください。

#### ▼利用方法

パソコンで町ホームページから、携帯電話等でQRコードからもアクセスできます。



#### ▼問合せ

福祉課保健サービス係  
（ゆとろ内・☎23-2346）

### 募 集

#### 平成27年度 入校生の追加募集について

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生（訓練期間は1年間または2年間）を募集しています。

▼募集期限 4月10日（金）

▼問合せ 北海道障害者職業能力開発校（砂川市焼山60番地・☎0125-52-2774 / FAX 0125-52-9177）

### 納 税

#### 3月は「町税滞納整理強調月間」

税金は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割があります。福祉や教育・道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで非常に大切な財源です。

町では、町税の滞納額の縮小と収納率の向上を目指し、3月を滞納整理強調月間としています。

町税の納期が過ぎても未納の人は、速やかに納付してください。所得や財産があるにもかかわらず催告に応じない滞納者には、滞納処分（給与・預貯金・生命保険・不動産などの財産の差押）を実施します。病気や失業などの事情により直ちに納税できない方は、税務課納税係までご相談ください。

▼問合せ 税務課納税係  
（☎23-2341）

#### 町税に関する夜間納税相談

夜間でも納税相談をお受けしています。

#### ■今月の夜間納税相談窓口

3月12日（木）・26日（木）  
（19時30分まで）

▼問合せ 税務課納税係  
（☎23-2341）

### 3月の確定申告会場（受付時間：9時～11時30分、13時～16時）

- 役場大会議室                    2日（月）、9日（月）～16日（月）※土日を除く
- 西当別コミュニティセンター    3日（火）～6日（金）

## 廃車・住所変更・譲渡 軽自動車の手続きはお済みですか？

軽自動車税は、定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。

廃車・住所変更・譲渡等の手続きは、納税通知書にて車両番号を確認のうえ3月31日（火）までに行ってください。

なお、軽自動車税は「月割課税」ではありません。手続きを忘れると1年分の税金を納めなければなりませんので、ご注意ください。

▼詳細 税務課税務係（☎23-2332）

### 住所変更手続き等を行う機関

<ul style="list-style-type: none"> <li>・125cc以下の原動機付自転車</li> <li>・小型特殊自動車（トラクター等）</li> <li>・ミニカー（三輪以上20cc超）</li> </ul> <p>▼申告先 役場税務課税務係（☎23-2332）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・125cc超250cc以下のバイク</li> <li>・軽四輪自動車</li> </ul> <p>▼申告先 札幌地区軽自動車協会 （札幌市北区新川5条20丁目・☎011-768-3955）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・250cc超のバイク</li> </ul> <p>▼申告先          ≪新規登録の場合≫札幌地区自家用自動車協会          （札幌市東区北30条東1丁目・☎011-721-8201）          ≪廃車、譲渡、住所変更等の場合≫          北海道運輸局札幌運輸支局          （札幌市東区北28条東1丁目・☎050-5540-2001）</p>

## 軽自動車税の減免申請が受けられます

障がい者または障がい者と生計を一にする方が、通院等のために使用する軽自動車一台について、軽自動車税が減免される制度があります。申請期間を過ぎた場合、その年の軽自動車税の減免を受けることができません。なお、普通自動車税の減免との併用はできません。

生計を一にする方が所有する場合や障がい者を常時介護する方が運転する場合等についても、減免を受けることができる場合があります。詳細は問い合わせください。

▼平成27年度納税通知書発送予定日 5月1日（金）

▼平成27年度申請期限 5月25日（月）

#### ▼必要書類

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・免許証（実際に減免を受ける車を運転する方のもの）
- ・車検証    ・納税通知書    ・印鑑

▼申請先 税務課税務係（☎23-2332）

### 減免が受けられる障がいの程度

障がいの区分		障がいの級別	
身体障がい者	視覚障害	1級～4級	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級・5級	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
	上肢不自由	1級～3級	
	下肢不自由	1級～6級	
	体幹不自由	1級～3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～3級
		移動機能	1級～6級
	心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこう又は直腸の機能障害・小腸の機能障害		1級・3級・4級
肝臓機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級	
知的障がい者		総合判定A・B	
精神障がい者		1級～3級	

### 手 当

#### 児童手当について

児童手当は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している保護者のうち、所得の高いほうに支給されます。児童手当を受けするには申請が必要です。

また、出生や転入等が生じた場合は15日以内に手続きをしてください。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなる場合があります。

#### ▼申請時に必要なもの

- ・印鑑（スタンプ印を除く）
  - ・家族全員の健康保険証の写し
  - ・平成26年1月2日以降に当別町に転入された方は、平成26年1月1日の住所地にて発行される平成26年度（平成25年分）児童手当用所得証明書
- ※その他必要に応じて提出していただくものもあります。  
※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

#### ▼支給額（月額）

年齢区分	児童手当	※特例給付
3歳未満	15,000円	
3歳以上～小学校修了前	第1・2子	一律5,000円
	第3子以降	※所得制限限度額以上
中学生	10,000円	

#### ▼こんなときは手続きが必要です

- ・転入や転出するとき
- ・出生などにより養育する児童が増えたとき
- ・児童と別居したとき
- ・振込口座を変更するとき（金融機関の統廃合など）
- ・公務員になったとき、公務員を退職したとき

▼問合せ 子育て推進課子ども係  
(ゆとろ内・☎23-3024)

### 手 当

#### 児童扶養手当と JR 通勤定期乗車券の割引制度

#### 【児童扶養手当】

離婚などで児童を養育しているひとり親家庭などの方は、児童扶養手当を受けることができます。

一定以上の所得のある方（同居している親族等を含む）は、手当の全部または一部が支給停止になる場合があります。児童の年齢制限等もありますので、詳細はお問い合わせください。

#### 【児童扶養手当受給者の JR 通勤定期乗車券の割引制度】

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、3割引きでJRの通勤定期乗車券を購入することができます。（児童の通学は不可）

#### ▼持参する物

- ・購入する方の写真（最近6ヵ月以内に撮影した縦4cm×横3cmの正面上半身のもの）
- ・印鑑 ・児童扶養手当証書

▼申請先 福祉課福祉係  
(ゆとろ内・☎23-3019)

### 相 談

#### 巡回児童相談を行います

18歳未満のお子さんの発達や子育てに関する相談をお受けします。定員は3名程度です。事前にお申込みください。

▼日程 4月14日（火）

▼場所 ゆとろ

▼相談内容 ことば・発達の遅れ、療育手帳の判定など

▼相談員 北海道中央児童相談所の児童福祉司、心理判定員等

▼申込期限 3月13日（金）

▼申込み・問合せ 子育て推進課子育て支援係（ゆとろ内・☎25-2658）

### 水 道

#### 水道の届出を忘れずに

水道の使用を停止・開始する場合は、水道の届出が必要です。届出は窓口の他、電話や電子申請でも受け付けています。

水道の使用停止の届出がない場合、水道を使用していなくても水道料金・下水道使用料をお支払いいただくこととなりますので、引越しの際などは忘れずにご連絡ください。

- ・引越しの際には全ての水抜きをお願いします（凍結防止のため）。
- ・特に申し出のあったとき以外は、止水栓（水道メーター部分の元栓）では水を止めていません。

▼問合せ 上下水道課業務係  
(☎22-2411)

### 施 設

#### 「ゆとろ」高齢者福祉センター (入浴施設等)をご利用ください

高齢の方の健康増進と生きがいづくりのため、ゆとろでは入浴施設・研修室などを開放しています。

▼対象者 60歳以上の町民

▼利用できる日時

#### ■入浴施設

月・金曜日 12時～17時

■研修室（囲碁・将棋）、談話ホール  
月～金曜日 8時45分～18時

#### ■カラオケの利用

月・水・金曜日 12時～17時  
※ゆとろ休館日（土日・祝日等）は利用できません。

※入浴施設・カラオケの利用について、月・金曜日が祝日の場合は翌火曜日・前木曜日に利用できます。

▼利用料 ・入浴施設 200円  
・カラオケ、研修室 無料

▼問合せ 福祉課福祉係  
(ゆとろ内・☎23-3019)